

新旧対照表

○神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成26年神奈川県規則第105号）

新	旧
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 金属鉱業に属する事業所（当該事業所が同時に他の業種に属する場合を含む。）に対する改正後の別表第9の規定の適用については、<u>令和3年11月30日</u>までの間は、同表カドミウム及びその化合物の項中「0.03」とあるのは、「0.08」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 金属鉱業に属する事業所（当該事業所が同時に他の業種に属する場合を含む。）に対する改正後の別表第9の規定の適用については、<u>平成31年11月30日</u>までの間は、同表カドミウム及びその化合物の項中「0.03」とあるのは、「0.08」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>